主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人福岡定吉の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、記録によれば、自然公園法二四条一項二号所定の「展望所」たる本件摩周第一展望台は、その境界が明示されていて、その範囲が不明確とはいえないから、所論違憲の主張は前提を欠き、その余の所論は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(なお、自然公園法二四条一項二号にいう「展望所」とは、景観の観望を容易にする目的のもとに特別に建造された建物 台等土地に定着する工作物に限らず、右のような目的で人工の加えられた一定区画の土地を含み、利用上これらと付加一体をなすものをいうのであつて、これと同趣旨に解した原判決は、結局正当である。)。よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年一〇月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己